

台湾 BSMI : 一部電気製品に対する RoHS 規制の適用 (予告)

電気製品の台湾への輸出にあたっては、大半の製品において事前に BSMI 認可を取得し、製品上にマークを表示することが義務づけられています。BSMI 認可取得の際、現行は多くの製品に対して EMC 規格及び安全規格への適合が要求されていますが、今後、これに加え、一部の製品より RoHS 規制の適用も開始されます。また、RoHS 規制の対象製品は将来的に順次拡大が見込まれるため留意が必要です。本書では、2015/6/29 付け BSMI の公示予告に基づき制度の概要をお知らせします。

※原文 URL: <http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1436161020565.pdf>

対象製品

品名	参考 C.C.C Code
Automatic data processing machines	8471.30.00.00-8, 8471.41.00.00-5, 8471.49.00.00-7, 8471.50.00.00-3, 8471.60.10.00-9, 8571.90.10.00-3, 8471.90.90.00-6
Printers	8443.31.00.00-2A, 8443.32.00.00-1A, 8443.39.00.90-5
Photo-copying machines	8443.31.00.00-2B, 8443.32.00.00-1B, 8443.39.00.90-5
Televisions	8528.72.00.00-0, 8528.73.00.00-9
Monitors	8528.59.10.00-5, 8528.49.10.00-8, 8528.49.20.00-6, 8528.59.20.00-3
Monitors used in an automatic data processing	8528.41.00.00-8, 8528.51.00.00-5

※RoHS 規格は上記 6 種の製品に適用される(C.C.C. Code はあくまで参考)

RoHS 規制の要求

- 適用規格: CNS 15663 第 5 節「含有表示」(2013 年版)
- 制限物質含状況を製品、包装、ラベル、マニュアルいずれかに表示 (ウェブ記載でも構わないが、URL を上記いずれかに表示)

表示例		設備名称: 液晶テレビ機, 型號(型式): XXX				
單元	限用物質及其化學符號					
	鉛 (Pb)	汞 (Hg)	鎘 (Cd)	六價鉻 (Cr ⁶⁺)	多溴聯苯 (PBB)	多溴二苯醚 (PBDE)
電路板	超出 0.1 wt %	○	○	○	○	○
外殼	○	○	超出 0.01 wt %	○	○	超出 0.1 wt %
玻璃面板	—	○	○	○	○	○
配件(例: 遙控器等)	○	○	○	超出 0.1 wt %	○	○

備考1. “超出0.1 wt %” 及 “超出0.01 wt %” 係指限用物質之百分比含量超出百分比含量基準值。
備考2. “○” 係指該項限用物質之百分比含量未超出百分比含量基準值。
備考3. “—” 係指該項限用物質為排除項目。

スケジュール

適用規格	公示日	2017/5/1
従来規格のみ	→	
従来規格+ RoHS 規格	→	

- 公示日より RoHS 規格を追加しての申請が可能
- 公示日以降、従来規格のみで申請した場合、認可書の期限は 2017/4/30 まで
- 2017/5/1 より RoHS 規格への適合は必須
- 従来規格のみで取得した認可書は、2017/4/30 迄に RoHS 規格の追加(認可書書き換え)が必要

BSMI マーク表示の変更 (RPC 認可の例)

1) 規制対象物質の含有率が制限値を超えない場合



2) 規制対象物質の含有率が制限値を超える場合は、括弧内 (XX,XX) に当該物質の元素記号を表示

